

タクシー乗車券利用協定書（案）

大阪広域環境施設組合（以下「発注者」という。）及び ○○会社（以下「受注者」という。）は、本協定書に基づき、タクシー乗車券に係る仕様書に従い、受注者の供給するタクシー乗車券（以下「乗車券」という。）の利用について次の条項により協定を締結する。

（乗車券の供給）

第1条 受注者は、発注者の請求により仕様書の条件をみたす乗車券を納入するものとする。

2 前項に係る経費については、受注者の負担^(注1)とする。

（注1）乗車券の送付に際し、送料が発生する場合は、申請時にその条件等を併せて申し出て下さい。

（乗車券の使用）

第2条 発注者は、乗車券を利用してタクシーを利用した場合には、運賃料金その他所定事項を乗車券に記入して、タクシー乗務員に交付しなければならない。

（運賃料金）

第3条 運賃料金は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方運輸局長の認可を受けた運賃契約に基づく金額及び有料道路利用料金を合わせた金額とする。ただし、協定期間中に認可運賃料金の改定が行われた場合は、改定後の料金とする。

（協定期間）

第4条 協定期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（運賃料金の支払い）

第5条 受注者は、発注者が使用した乗車券による運賃料金の計算を毎月末日に締め切り、所定の手続きに従って当該運賃料金の支払いを発注者に請求^(注2)するものとする。

（注2）運賃料金の請求の際、条件により請求事務手数料が発生する場合は、申請時にその条件等を併せて申し出て下さい。

2 発注者は、受注者から前項の支払請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（無記入乗車券の取扱い）

第6条 発注者が乗車券を無記入でタクシー乗務員に交付したときは、これにより生じた不測の損害については、タクシー乗務員の悪意又は重過失が立証されない限り、発注者において負担するものとする。

(乗車券の紛失等の取扱い)

第7条 発注者は、受注者の納入した乗車券が紛失又は盗難等の事故の発生により使用不可能となったときには、直ちにその乗車券の枚数及び番号等を受注者に連絡し、発注者及び受注者とも損害を未然に防止する措置を講ずるものとする。

2 前項の不正使用防止措置にもかかわらず、乗車券に関して事故が生じ、又は不正使用があった場合は、発注者と受注者は誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(協定の解除)

第8条 発注者又は受注者は、下記のいずれかに該当する場合、本協定の期間中であっても本協定を解除することができる。

- (1) 本協定の相手方が本協定書に定める事項に違反したとき。
- (2) 受注者が本協定の締結又は履行について不正な行為を行ったとき。
- (3) 受注者が、本協定の期間中に大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当することが判明したとき。

2 発注者は、前項に基づき協定を解除したときは、直ちに未使用の乗車券を受注者に返却し、使用済み乗車券による未払い運賃料金を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受注者は、本協定によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、本件業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(補則)

第10条 第4条に規定する協定期間の開始の日から乗車券を利用するために必要と認められる場合は、第1条第1項の規定による発注者の請求は、当該開始の日の前においても、本協定書に定める事項の準備行為として行うことができる。この場合、受注者は誠実に対応しなければならない。

2 この協定書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪広域環境施設組合

契約担当者 事務局長

印

受注者 住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印